申入協議終了のご通知

令和7年2月13日

〒060-0001 札幌市中央区北1条西8丁目2番地7 ホサカビル3階 札幌ことぶき法律事務所 鹿野 晋平 殿代理人 弁護士 井 川 寿 幸 様

 \mp 0 6 0 - 0 0 0 4

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

> 理事長 松 久 三 四 彦 TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

令和6年11月29日付け貴職ご連絡文書(以下「本連絡文書」といいます。) を受けまして、下記のとおり、ご通知いたします。

記

- 第1 鹿野殿に対する申入れ及び照会について
 - 1 当法人では、鹿野殿に対して、鹿野殿が不特定かつ多数の一般消費者に向けて、「足うら屋」のホームページで表示している、①「整体コース (筋膜調整)」の「キャンペーン」に関する表示と②「スペシャルコース」の「お試しキャンペーン」に関する表示につき、いずれもそれらの表示を中止するよう、申し入れました。上記申入れ対象の表示は、比較対照価格の期間が明らかではないため、キャンペーン期間中に限って価格が安くなっているとの有利誤認表示に該

当したためです。

2 「キャンペーン」との表示には修正が必要と考えられますが、本連絡文書に おいて表示の改善を表明されました。

また、鹿野殿は、「からだにいいこと」2020年4月号の表紙をホームページにて紹介していた表示について、ホームページから削除される意向であることを表明されました。

また、鹿野殿は、ホームページでの表示料金から、顧客ごとの個別対応で減額することはあっても、上記表示料金を超える料金をこれまで取得されておらず、料金を増額する場合にはあらかじめホームページにて明らかにすることを表明されました。

第2 申入れ協議の終了について

以上を踏まえて、当法人の申入れに対して改善いただいたものと考え、これ をもちまして、今回の申入れに関する協議は終了させていただきたいと思いま す。ご理解いただきまして、ありがとうございました。

当法人では、引き続き、消費者被害防止の活動を行ってまいりますので、今後も消費者からの情報提供がなされた場合には必要に応じて鹿野殿に対する再度の申入れをさせていただく場合もありますので、その旨ご留意ください。

最後に、これまでやり取りさせていただいた、申入及び照会並びに鹿野殿の 回答を通じた書面での協議の結果を、当法人のウェブサイト上で公表させてい ただきますことを申し添えます。

以上